令和６年度
きらり自主講座前期講師募集

　きらり自主講座は、サークルの立ち上げを目標としたプレ講座です。生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を生かして社会に貢献したりすることは、よりよく生きることにつながります。この機会にぜひ挑戦してください。

◎募集期間　　令和６年２月１日（木）～２月１８日（日）
受付時間　午前９時～午後５時まで（期間中５日及び１３日は休館）

◎応募方法　　「開設計画書」及び「受講者募集チラシ」を期限までにホリモク生涯学習センターきらりへ提出してください。なお提出された受講者募集チラシはそのまま町内施設に設置しますので、提出時には誤字脱字のないようご注意ください。

北方町ホリモク生涯学習センターきらり
岐阜県本巣郡北方町北方 1857 番地
ＴＥＬ：０５８－３２０－２２００
ＦＡＸ：０５８－３２３－７７１１

裏面をご覧ください

きらり自主講座前期講師募集要項

《目的》
講師と受講生による主体的で自主的な運営により、継続的に生涯学習を担う人材の養成を図ると共にサークル等へ進展し、住民の生涯学習の推進に寄与することを目的とします。
《講座の内容》
講座の内容は、教育、文化、芸術、スポーツ、趣味、娯楽、家庭生活、健康などをテーマにします。
但し、以下の講座は禁止します。
(1)営利を目的とする講座
(2)特定の政治団体の利害に関する講座
(3)特定の宗教を支持、又は特定の教派宗派もしくは教団を支持する講座
(4)特定団体の普及・宣伝・勧誘活動を意図する講座
(5)その他、本講座の目的に合わない講座
※開設が決定した講座であっても、受講者募集中又は講座開催中に禁止事項に抵触すると判断した場合は講座を中止していただく場合があります。
※途中で講座が中止となった場合、受講料を受講者に返金していただく場合があります。
《応募条件》
(1)講座開設計画書及び自作の受講者募集チラシを期限までに北方町ホリモク生涯学習センターきらりへ提出できる人。（ＦＡＸ・メール・郵送可）
(2)前年度までに本講座を３年以上開設したことがない人。
《開設場所》
ホリモク生涯学習センターきらり、コミュニティセンター、広域働く婦人の家、広域勤労青少年ホームなどの町公共施設に限ります。
《講座日程》
５月から９月の間で、回数は３～８回のコース講座を計画してください。使用する施設が生涯学習センター及びコミュニティセンターの場合は、講座開設計画書の提出時に施設の使用可否を確認してください。その他の施設の場合は、使用する施設で事前に予約してください。
《受講者定員及び募集対象等》
５人以上で北方町在住・在勤・在学の方に限ります。
各講座開始日の１週間前が申込締切日とし、応募者が５人未満の場合は講師と相談のうえ休開講を決定します。なお、応募者が無い場合は休講とします。
《受講料など》
講座１回につき１人３００円　（例）８回講座の受講料：３００円×８回＝２，４００円
講座初回時に全ての回数分の受講料を徴収してください。また、受講者への領収書を用意してください。
材料費（材料費・教材費・テキスト代等）が必要な場合は、受講者の実費負担となりますので、受講料と一緒に徴収してください。
※講座開設計画書に用途と金額を明示してください。
《開設可否》
講師１人あたり１講座開設できます。可否については、講座開設計画書の提出から２週間程度で郵送または電話にて連絡します。
《支援の内容》
きらり自主講座開設には次の支援を行います。
① 町広報誌「広報きたがた」及びホリモク生涯学習センターきらりホームページによる受講者募集。
② 講座会場の施設利用料の負担。
③ 受講申込書の取りまとめ及び受講者名簿の作成。
《実施報告書の提出》
全日程終了後８日以内に「講座実施報告書」を作成し、ホリモク生涯学習センターきらりへ提出してください。（ＦＡＸ・メール・郵送可）
《講座終了後の活動展開》
受講者が活動の継続を希望する場合は、サークルを組織して活動を継続してください。
《サークルの定義》
同じ事柄についての興味や趣味を持つ人々が集まって学習や鑑賞などを行うこと。メンバー主体の継続的な活動であること。